

国際医療福祉大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

国際医療福祉大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、国際医療福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的及び教育目的は明確に示されており、学内外へも周知している。使命・目的などに基づき、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー及び「中期目標・中期計画」を策定し、それらを実現するための教育研究組織を編制している。使命・目的などを達成するために、全学部・学科が関連職種連携教育などを行うとともに早期からチーム医療・チームケアを学生に学ばせ、広い視野を持つ高度な医療福祉専門職業人の養成とその地位向上に、全学をあげて取り組んでいる。

「基準2. 学修と教授」について

学科ごとにアドミッションポリシーを定め、多様な入試を行っている。収容定員を超過している学科もあるが、大学院を含め、大学全体として収容定員に応じた在籍学生数を維持している。

大学の特色に応じた授業科目を各学科に設定し、関連病院、関連施設における臨地実習によって、学生は講義・演習などで得た知識・技術を実践している。担任制、チューター制など、少人数単位で学修支援を行う体制を構築し、それぞれの学生の学修状況に合わせた指導体制をとっている。国家資格の取得に向けた教育・支援の取組みが充実しており、高い国家試験合格率及び就職率を維持している。

教育研究環境は適切に整備されており、教育研究上必要な専任教員数も十分に確保している。多数の奨学金制度を設け、学生からの要望なども真摯に対応するなど、充実した学生生活支援の体制となっている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に定めた学校法人の目的は、法人全体としての教育研究における諸活動により具現化されている。

大学の意思決定は、「教授会（専任教員代表者会議）」「管理運営委員会」「常任理事会」、理事会などを通じて行われ、理事長、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制をとっている。新学部の設置、新校舎の建設など、社会環境の急激な変化に対応して、迅速な意思決定を行っている。業務執行に必要な管理体制を構築し、各キャンパスに必要な職員を配置している。また、理事長と監事が定期的に面談し、学校法人の運営全般について意見交換を行っている。

財政状況については、収支のバランスをとり、適切な財政運営を行い、「中期目標・中期計画」に基づいた財務基盤の健全化を図っている。会計処理、会計監査も適切に行っている。

「基準4.自己点検・評価」について

学長を委員長に、副学長、事務局長などから構成している「自己点検・評価委員会」を置き、定期的に明確なテーマを設定し、多様な資料・データなどを用いて、評価の根拠となるエビデンスに基づいた自己点検・評価を行うとともに認証評価に臨んでいる。評価結果はホームページや各種媒体などを通じて積極的に社会へ公表するとともに各種委員会などを通じて、全学的に情報を共有し、改善が必要な場合は、関連部署において現状分析から着手している。

総じて、新学部の設置、新校舎の建設など、大学は社会の環境変化に迅速に対応できる体制になっており、病院、介護施設など豊富な関連施設を所有し、実践的な教育が可能となっている。また、社会人に学びやすい大学院、恵まれた教育環境により、更なる高度な医療福祉専門職業人の養成を期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.国際性」「基準B.社会貢献と地域連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は簡潔・明確であり、学則をはじめ、大学ホームページ、大学ガイドブック、入試ガイド、履修の手引き、「学生生活の手引き」などを通して、学生が常に参照できるようになっている。

医療人の育成にあたっては、各キャンパスの近隣に大学の附属医療施設をはじめ多数の関連施設を有しており、教育と臨地実習の一体化を図っている。その結果、学生によるボランティア活動や1年次生からの実習、病院見学などが可能となり、早期から利用者や患者と触合う機会が得られることで、大学の使命・目的などの達成に役立っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は学校教育法などの諸法令に基づき定めており、大学の個性・特色として、①関連職種連携教育②豊富な実習施設③国際交流④社会貢献と地域連携⑤社会人が学びやすい環境を有する大学院一を大学ホームページやガイドブックなどにおいて詳しい解説を加え明示している。

2年ごとに実施している自己点検・評価では、大学の基本理念に基づいた点検・評価と、各学科における自己評価とともに今後の課題を挙げ、適切性を検証している。基本理念、使命・目的などを改定する際は、「自己点検・評価委員会」「学部長・学科長会議」「教授会（専任教員代表者会議）」「管理運営委員会」「経営会議」の議を経て、理事会で決定する仕組みとなっている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的を含め、教学面での重要事項の意思決定は、各種委員会をはじめ、「学部長・学科長会議」「教授会（専任教員代表者会議）」「大学院研究科会議」「大学院代表者会議」「常任理事会」の議を経て、理事会で決定している。多くの教職員が各種会議体の構成員になっており、大学の使命・目的などへの理解と支持が得られている。大学は種々の機会・媒体を用いて、使命・目的などを学内外に周知している。

使命・目的などを踏まえ、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーを定めるとともに、平成25(2013)年度からの5年間の「中期目標・中期計画」を策定し、使命・目的などを達成するために全学で積極的に取り組んでいる。

使命・目的及び教育目的を達成するために、学部、研究科及び付属施設などの教育研究組織が適切に構成・運営されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学則などに明示している学部・学科及び研究科などの教育研究上の目的に沿って、アドミッションポリシーを学科及び研究科ごとに定め、ホームページや学生募集要項などで周知している。また、アドミッションポリシーを踏まえ、多様な入学者選抜方法で学生の受入れを行っている。

一部の学科の在籍者数が収容定員を超過しているが、大学全体の学生受入れ数は概ね適切である。

【改善を要する点】

- 保健医療学部放射線・情報科学科の在籍者数が収容定員の 1.3 倍を超過しているため、早急に入学者数の適正化への改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学は学科ごとに教育課程の編成方針を示し、体系的な教育課程を編成している。また、編成方針及び教育課程を履修の手引きなどで明示し、学生へ周知している。「関連職種連携実習」「海外保健福祉事情」など、大学の特色に応じた授業科目を設定している。

全学科でシラバス及び「履修系統図」が作成され、順序に沿った履修ができる工夫を施している。また、授業方法の改善を行うために教員研修会や「学生による授業評価アンケート」の実施などを進めている。

平成 26(2014)年度から履修登録単位数の上限を設定し、クラス担任、アドバイザー及び

チューターなどによる履修指導体制が整備されている。

【優れた点】

○多くの大学関連施設を利用して、異なる業種を目指す学生が学科の垣根を越えたチームを組み、全学部・学科で「関連職種連携教育」に取組み、チーム医療・チームケアを学ぶことができる点は高く評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制は相応に整っている。教職協働体制のみならず TA などを活用し、幅広く学生の学修活動を支援する体制が整備され、機能している。

クラス担任制、アドバイザー制、チューター制など、学科によって名称は異なるが、教員 1 人あたり 5 人から 15 人程度の学生を支援する体制を整えており、中途退学者などの割合も少ない。

オフィスアワー制度を全学的に実施し、各教員のオフィスアワーはシラバスによって周知を図っている。

「学生による授業評価アンケート」により学生の意見をくみ上げ、分析結果を改善に役立てる試みを学部のみならず大学院でも実施している。

【優れた点】

○専任教員のみならず、兼任教員もオフィスアワーを設定し、学生へ対応していることは高く評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

大学は単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正な判断をもって運用している。平成 25(2013)年度より GPA(Grade Point Average)制度を導入した。また、他大学における既修得単位の認定単位数も適切に定めている。

授業計画、授業の概要、授業の到達目標及び成績基準などはシラバスに記載しており、学生はシラバスの冊子やホームページにより参照できるようになっている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職委員会と「キャリア支援センター」を中心とした就職支援体制を確立している。キャリアガイダンスとして、心構えから活動スケジュール、マナー講習会に至るまで、多くの取組みを実施している。

就職活動を控えた学生全員及び指導を担当する全教員に「キャリア支援ハンドブック」を配付し、指導の均一化を図っている。また、ハンドブックの関連部分を保護者に配付し、保護者の理解・協力を図ろうとする努力がうかがえる。

国家資格の取得に向けた教育体制と連動して就職指導を実施している。また、臨地実習を実施しており、インターンシップ制度と同等の役割を果たしている。国家試験に不合格となった既卒者に対し、国家試験対策の指導を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的に示した水準と照らしての到達度を図るために卒業試験を導入するとともに「CBT (Computer Based Testing コンピューターによる共用試験)」や「OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床実技試験)」を実施している。また、卒業試験や CBT、OSCE に合格できない学生に対し、合格できるよう特別指導を行っている。

大学院の修了生を対象としたアンケートで、学んだことが修了後の職業やキャリアアップにどのように関連しているかなどを調査し、その結果を共有して議論している。

「教育研究活動報告書」「学生による授業評価アンケート」「学修調査アンケート」で教育内容・方法などを点検・評価し、結果をフィードバックする仕組みを構築している。また、多くの学科の教育内容は国家試験の内容と直結していることから、教育目的の一部を点検・評価する方法として、国家試験の合格率や合格者数を公表している。

【優れた点】

○専任教員が毎年度末に「教育研究活動報告書」を作成し、改善策などを各自の授業へフィードバックしていることは高く評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生の生活支援に関しては、担任制とアドバイザー制などによって、少人数指導体制を構築しており、学生のあらゆる意見をくみ取り、対応できる体制を整備している。また、1年次生必修科目である「大学入門講座」において、具体的なトラブル内容を挙げて、学生生活全体に関して啓発を図っている。

健康管理面においては、大田原キャンパス、小田原キャンパス及び福岡キャンパスなど、全キャンパスに保健室を設置し、学生相談室も整備している。また、大学の附属施設を利用した健康診断の受診率が100%に達している。

「学生生活アンケート」「学生生活安全実態調査」「保護者懇談会」などを実施しており、学生・保護者の意見・要望を把握しようと努めている。

独自の奨学金として、「年間成績優秀賞」「特待奨学制度」など、多数設けている。

学生サービスの一環として、大学は賠償事故が発生した場合に対処できるよう「施設賠償責任保険」に加入している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学及び大学院の設置基準に必要な専任教員数を超える教員を確保し、教育目的、教育課程に即した教員を配置している。また、昇任や人事評価に関し、「教育研究活動報告書」としての自己評価と所属長及び「人事委員会」による他者評価を併用し、組織的に取り組んでいる。また、教員の年齢バランスはとれている。

各キャンパスに「FD委員会」を設置しており、教育方法の改善や教員の資質の向上に向けて研修会、教員表彰などを実施している。全キャンパス合同の研修会も実施している。

また、研修会や講演会などへの出席を就業規則で義務付けている。

教養教育実施のための体制としては、「総合教育センター」があり、教養教育科目の改編にあたっては、「総合教育センター会議」「語学教育部会議」「医学教育調整会議」「教務委員会」などで検討している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は設置基準を満たしており、建物なども耐震構造になっている。教育に必要な施設・設備を十分に整備し、防災訓練の実施などにも取り組んでいる。

各キャンパスの図書館は、最終授業終了後も学生が利用できるよう開館時間に配慮しており、ICT（情報通信技術）を活用した教育のための環境も整備されている。

大学は授業ごとに適切な学生数になるよう、管理に努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の目的は寄附行為に定められており、大学及び附属施設をはじめ、同一法人のほかの設置校における教育研究などの諸活動によって、その目的は具現化されている。

平成 25(2013)年度には「中期目標・中期計画」を策定し、大学及び大学院が掲げている使命・目的の具現化のため、個々にアクションプランを実行し、かつ委員会などで確実に

進捗状況を把握しながら推進している。

組織倫理面では、「利益相反管理規程」「利益相反管理規程実施細則」を定めているほか、大学運営に不可欠な規定は、相応に制定している。人権への配慮として「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」をはじめとする関連諸規定を整備し、年度初めには注意喚起を行っている。「防災管理規程」のもと、「中央防災対策委員会」を設置するなど、危機管理体制を整備している。

大学ホームページにおける教育情報の公表は適切であり、財務に関する情報は、学校法人会計の説明資料に加え、経年推移も公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の業務は理事会において決しており、代表権を有する理事長が業務を総理している。理事長及び理事の選任は寄附行為に基づいて行っている。

専務理事及び常務理事が理事長の指名を受け、常任理事となり、理事長を補佐し、法人の業務を処理している。

「常任理事会」は、理事長、学長、専務理事及び常務理事などがその構成員となり、職務を果たしている。理事会に先立って「常任理事会」を開催しているため、経常的な法人運営の円滑化、特に大学運営上の諸課題に取り組んでいる。

学校法人の経営戦略に資する上で重要な役割を果たす「経営会議」、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、かつ理事会との調整連絡を図ることを目的とした「管理運営委員会」を設置しており、機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学校法人の最高意思決定機関である理事会の決定に従い、大学においては理事でもある学長が職務を行っている。

学長は「管理運営委員会」だけでなく、「教授会（専任教員代表者会議）」「学部長・学科長会議」においても議長を務め、理事会や「常任理事会」で決定された方針に沿った大学運営の権限と責任を負っている。

学長の下に配置されている 5 人の副学長は、「国際に関する事項及び附属施設の病院運営に関する事項」「研究全般に関する事項」「教育全般に関する事項」「大学院全般に関する事項」「九州地区担当」というように責務の役割分担があり、学長補佐の体制及び教学に関するマネジメント体制を整備している。

平成 25(2013)年 4 月からの「中期目標・中期計画」に基づき、学長のもとで全キャンパスの統合カリキュラムを用いた教育を推進しつつある。また、教学に関する改革のみならず、周辺自治体との連携公開講座の実施などにも学長はリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学校法人の最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会は、寄附行為にのっとり運営されている。学校法人全体の運営に係る重要事項を協議するために「経営会議」が置かれ、理事長、学長、大学院長、副学長をはじめ、各事務部門の幹部職員によって構成されている。また、事務部門責任者による「月次報告会」にも担当常務理事が出席していることで、役員が情報を共有し、確認できる構造となっている。

理事長は、月に一度、監事との面談を行い、附属施設を含め、学校法人全体の運営に関して意見交換を行っている。また、理事長は、各種大学行事を利用して教職員のみならず学生とも直接面談する機会を積極的に設け、面談内容を吟味し、必要に応じて当該主管部局または関係委員会に対応するよう指示している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

理事長の指名を受けた各常任理事は、「九州地区担当」「学生募集担当」「附属病院経営担当」というように、大学の重要な業務に関する役割を分担している。

事務組織については、「国際医療福祉大学事務組織規程」が整備され、事務局長を頂点とし、法人本部以下、東京事務部、大田原事務部、小田原事務部、大川事務部、福岡事務部、関連施設事務部を組織している。各事務部・課の分掌は、「国際医療福祉大学事務分掌規程」において規定されている。

関東地区の各キャンパス・付属病院の事務部長と東京事務部の各部長が月に一度の「部長会」を実施しているほか、九州地区では二つのキャンパスの部課長が集まる「部課長会議」を開催していることで、キャンパス間の連携を図っている。

事務部門では、階層別研修と職種別研修の制度があり、職員に対しては、年2回の定期事務研修を実施している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

学校法人の財務状況をみると、学生生徒等納付金収入は安定しており、教育研究経費比率も高い。管理経費比率、人件費比率及び人件費依存率は漸減傾向を示しており、法人全体で安定した財務構造となっている。

法人全体では帰属収入の多くを占める医療収入があり、寄附金収入もあることから、財政の安定化が図られている。また、より一層の安定した財務基盤を確立するために、平成25(2013)年度からの「中期目標・中期計画」において、負債率引下げの数値目標を掲げ、既に平成25(2013)年度末に目標を達成している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士による監査及び私立学校法第37条第3項に規定されている監事による監査は適切であり、かつ客観的な監査として行われている。

加えて、監事、公認会計士及び監査部との間で情報共有や意見交換を行い、三様監査体制を構築している。

「学校法人国際医療福祉大学経理規程」及び同規程の細則を定め、適正に会計処理を行

っている。また、公認会計士資格を有する経理職員が、担当の公認会計士と協議しつつ、事務を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は「自己点検・評価委員会」を設け、学長を委員長とし、副学長、常任理事、役職教員及び事務局長を委員として加え、教職協働のもと、全学的に自己点検・評価を行う体制を構築している。

平成 12(2000)年度以降、2 年おきに定期的に自己点検・評価を実施している。また、医療福祉専門職の教育を考慮した自己点検・評価として、養成したい人材像などを教育研究上の目的と照らし、明確なテーマを設定して臨んでいる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学の「自己点検・評価報告書」に事実を示した資料、関連するデータなど、評価の根拠となるエビデンスを示しているほか、現状把握のために、「学生による授業評価アンケート」「UPI 調査（学生精神的健康調査：University Personality Inventory）」「学生生活アンケート」「学修調査アンケート」などを実施し、各委員会及び「自己点検・評価委員会」において分析と改善策の検討を行っている。

「自己点検・評価報告書」を教職員に配付するとともにホームページにおいて公表し、大学の現状及び課題について再認識を促す材料としている。また、医療福祉分野の他大学

などにも配付している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果は、「教授会（専任教員代表者会議）」「管理運営委員会」「経営会議」「学部長・学科長会議」のほか、各種委員会などを通じて、全学的に情報が共有される構造となっている。また、その結果を全教職員に対してフィードバックする体制を整えており、改善策を検討する場合には、関係部署において、現状分析から着手している。こうしたことから、評価結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは確立していると判断できる。

また、IR(Institutional Research)部門の強化を図り、経営サイクルに資する自己点検・評価活動のシステム化を目指している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際性

A-1 海外研修プログラムの発展性

A-1-① 特色ある研修プログラムの位置づけ及びその有効性

A-1-② 海外研修プログラムの充実

A-2 留学生受け入れプログラムの発展性

A-2-① 留学生受け入れプログラムの充実

A-2-② 受け入れ学生への支援体制の充実化

A-3 国際貢献の促進及び支援・実施体制

A-3-① 国際貢献の促進

A-3-② 国際学会の支援体制の適切性

【概評】

国際的センスを学生の付加価値とするため、海外実習である「海外保健福祉事情」を大川キャンパス及び福岡キャンパスで必修化している。事前指導、事後指導が実施され、効果的なプログラムになっている。プログラムは学科によって異なるが、渡航が単なる視察旅行に終わらないよう工夫している。

大学は正規留学生とともに、海外協定校から短期留学生の受入れを行っている。そのた

め、「国際交流センター」「国際交流室」及び学生寮を設置し、留学生の学修や生活面におけるサポート体制を整えている。留学生のために「IUHW 奨学金制度」や授業料減免制度を用意している。また、理事長、学長以下、役職教員と留学生との意見交換を行う機会を設けており、留学生の受入れを組織的に取組んでいる姿勢がうかがえる。

国際協力機構(JICA)のプロジェクトやそのほかの海外プロジェクトに対しても積極的であり、大学の目的にかなった取組みとして評価できる。また、「国際学会」を開催し、教員がシンポジストやパネリストとして出席のうえ、学術的な交流を深めるなど積極的な活動を行っている。

基準B. 社会貢献と地域連携

B-1 社会貢献

B-1-① 社会貢献に関する方針と具体的取り組み

B-2 地域社会との連携に関する方針

B-2-① 地域社会との連携に関する方針

【概評】

大学の専門性を生かし、建学の精神を実現するために、社会貢献活動を積極的に行っている。「キッズスクール」や「幸齢者スクール」のほか、市民開放授業、市民公開講座、健康講座及び特別講演会などにおいても大学の教育資源を十分に活用し、社会に対する貢献度も高く、地域の活性化につながっていることがうかがえる。

大田原キャンパスでは「IUHW ボランティアセンター」が設置され、学生が活発にボランティア活動に参加しており、学生のボランティア精神を醸成している。また、各キャンパスの所在地で開催しているイベントにも学生及び教職員が積極的に参加している。

大学は自治体との交流を大切にしており、大学の強みである専門性を生かした産学官連携にも積極的に取組んでいる。自治体との連携では、協定を結んだだけで終わらず、懇談会を開催して地域の課題を議論するなど緊密な連携を図っている。

